

2 0 0 2 年 6 月 2 6 日

滋賀県知事 国松善次様

F L B ・ びわ湖自然環境ネットワーク

代表 寺川庄蔵

GW・ 緑とやすらぎがある新海浜を守る会

代表 井上哲也

琵琶湖の適正利用に関する条例要綱案に対する意見書

条例制定が、自然への畏敬の念、他人への思いやりの足りない、モラルなきマナー、ルール違反、違法行為を琵琶湖の管理者として制限、禁止する最後の手段であるにもかかわらず、県の条例要綱（案）は、根本的な解決にいたらなかったこれまでの県の取り組みを、努力規程として書き並べたものにすぎない。業界からの委員を多数集めた琵琶湖適正利用懇話会の提言をさらに後退させた内容である。

さらに、業界団体の提出案かと見間違うばかりの内容であり、修正を試みたが、ほぼ全条項にわたって修正が必要であり、また欠如した条項が多々あり修正では対応できない代物であった。（別紙 修正試み案）このような現状追認した条例要綱（案）を作成するために1年あまりの月日と県民の税金が、無駄に使われてきたことは、琵琶湖利用の適正化に取り組んできた市民にとっては言語同断で怒りを禁じ得ない。

したがって、再度市民が中心となり琵琶湖利用のあり方の基本理念

琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからない利用であること。

地域住民の生活と生業に対してできる限り負荷のかからない利用であること。

に沿った、世界に恥じない条例案を新たに作成することを求めるとともに、我々としても、このまま県に条例案作成を求めるだけでなく、市民自らが英知を結集して市民のための新たな条例案をつくり提案していきたい。

< 条例要綱案に関する問題点 >

1. 特に問題となるレジャー活動が、特定できていない。

また、マスコミ報道、懇話会での議論が水上バイクに対するもので大部分を占めているにもかかわらず、プレジャーボートとして表現され、水上バイクに特定されていない。

2. 申し訳程度の罰則規程の努力規程ばかりで実効性はほとんど期待できない。
これまでからも一部のレジャー利用者、関係事業者のモラルなき、マナー、ルール違反、違法行為に対しては、お願いや努力規程など全く無意味であることは県自らがもっとも知る立場にあったはず。

3. 琵琶湖利用懇話会の不十分な「提言」、公聴会での市民の意見が反映されていない。
琵琶湖適正利用懇話会の議論は何の意味があったのか。理念を念頭におけば公聴会の市民からの意見が反映されすべきであるはずだが。

4. 琵琶湖全体の適正利用にかかる問題が一部だけしか検討されていない。
第2項(3)でレジャー活動をレクリエーションその他の余暇を利用して行う活動をいう。と定義しているにもかかわらず、一部のレジャー活動に関する記述が大半をしめている。釣りのマナー、場所、バーベキュー、花火、ゴミ他の問題に関して具体的な記述が全くない。

5. 琵琶湖の環境、近畿 1400 万人の命より業界の都合が優先されている。
業界のための 2 サイクルエンジン禁止の猶予期間設定。9 年はあまりにも長すぎる。
プラスチックワームを禁止せず。

6. 外来魚の再放流の禁止は評価できるが、罰則もなく実効性は乏しい。

以上

2002年6月26日

NGO・市民各位

FLBびわ湖自然環境ネットワーク

代表 寺川庄蔵

Green Wave 緑とやすらぎのある新海浜を守る会

代表 井上哲也

「市民がつくる琵琶湖の適正利用に関する条例案」(仮称)

作成委員会の委員募集について

拝啓 梅雨の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、さっそくですが私どもFLB・びわ湖自然環境ネットワークとGreen Wave 緑とやすらぎのある新海浜を守る会では、県民が困っている水上バイクや釣りなどの問題解決のため取り組んでまいりましたが、このほど発表された県の琵琶湖適正利用に関する条例要綱案では、とても、市民が願うような美しく静かで安全な琵琶湖を取り戻すことはできません。

こうなったら、自分たちで条例案を作り、知事に提案し広く県民に問うしか真の解決はありません。そのため「市民がつくる琵琶湖の適正利用に関する条例案作成委員会」(以下、作成委員会)を立ち上げることにしました。

つきましては、この作成委員会に、私たちとともに、NGOや一般市民の皆さんにも委員として積極的に参加していただきたく、募集を開始しました。

応募期間は、6月26日から7月5日です。

応募が多数にのぼる場合は厳正に選考させていただきますが、ぜひ多くのNGOや市民のみなさんが多数応募してくださることを願ってやみません。

最後になりましたが、皆様のご健康とご活躍を心から期待します。

敬具

* 応募は、住所、氏名、職業、電話番号と、「琵琶湖適正利用への意見」を添えて可能な限りEメールまたはFAXでお願いします。

<連絡先>

FLB・びわ湖自然環境ネットワーク

〒520-0802 大津市馬場2-7-22-305

TEL 077-592-0856 **FAX 077-524-1633**

Eメール t-shozo@mx.biwa.ne.jp

市民がつくる琵琶湖の適正利用に関する条例案（仮称）作成スケジュール

6.25（火） F L B 幹事会 F L B ・ G W 第 1 回小委員会

- ・ 県作成条例要綱案の検討
- ・ 知事意見書作成
- ・ 市民案たたき台づくり
- ・ 作成委員会の発足に向けて

- ・ 作成委員会委員募集開始

Eメール t-shozo@mx.biwa.ne.jp

または F A X 077-524-1633

N G O ・ 市民への呼びかけ

H P、淡海ネットワークセンター情報 B O X、F L B ニュース、マスコミ等で

委員は 15 名ほど、応募多数の場合は小委員会で選考

委員内訳：F L B 2、G W 2、漁業青年会 1、J O P 1、他 N G O ・ 市民 6 ~ 9 名

7.2（火）第 2 回小委員会

- ・ 市民案たたき台の検討

7.5（金）作成委員募集終了

- ・ 作成委員選考委員会
- ・ 作成委員決定

7.9（火）第 1 回作成委員会 19:00 ~ F L B 事務所

- ・ 作成委員会発足
- ・ 市民案素案づくり

7.16（火）第 2 回作成委員会

- ・ 素案の検討

7.23（火）第 3 回作成委員会

- ・ 素案の検討・決定

7.25（木）市民意見募集開始

- ・ H P、淡海ネットワークセンター情報 B O X、マスコミ等で素案に対する意見募集

8.5（月）市民意見募集終了

8.6（火）第 4 回作成委員会

- ・ 市民意見取りまとめ、素案に反映

8.17（土）シンポジウム

- ・ 最終案で議論・意見交換

8.27（火）第 5 回作成委員会

- ・ 条例案の決定

9.2（月）知事に提出 「市民がつくる琵琶湖の適正利用に関する条例案」

9.21（土）チャリティコンサート ガリバーホール

美しく静かで安全な琵琶湖を願って

9.？ 県議会 条例案の議論

県の条例要綱案は、問題先送りの中いたった不適切な現状を容認の上で作成されたもので、このような条例はあっても無くてもほとんど同じようなものです。

このままでは

1. 汚染のひどい従来型2ストロークエンジンボートが、平成23年(!)まで使われることとなります。(タホ湖では昨年禁止)
2. 水上バイクは、一部規制区域を設ける以外、現状のまま利用されます。(米国では、ほぼ全ての国立公園で禁止)
3. 自然公園から砂浜に車両を乗り入れてのボートの出艇も、このまま認められます。
4. 湖底に廃棄物として堆積するルアーやプラスチック・ワームも使用され続けます。(芦ノ湖ではプラスチック・ワーム禁止)
5. 罰則がないため、バスのリリース(放流)はこのまま続きます。
6. 今後は、旧態依然とした「知事が任命する」審議会で琵琶湖利用の詳細が決められることとなります。

マザーレイク21計画で「世界の湖沼保全のモデル」でなることを掲げ、またラムサール条約登録湖沼である以上、それらの理念にふさわしい条例案を県は再提出すべきでしょう。

県条例要綱案 要修正重要項目

「第1 目的」について

浜辺利用者の**安全**や、近畿1400万人の**飲み水の安心**が目的にない。

「第2 定義」について

プレジャーボートのうち、利用形態の違う**水上バイクについては明確に区別すべき**である。

「第9 施設の整備」について

レジャー施設であり**受益者負担が原則**、県は設置の検査許認可で十分である。

また、**これまでに設置された無届け施設、違法施設の不適正施設の徹底排除する。**

「第12 プレジャーボートの航行を規制する水域」について

「規制する水域」ではなく、「**航行を許可する水域**」を設定すべきであり、最も重要なのは基本理念に従うことと住民の意見を聞くことである。

「第13 プレジャーボートの航行禁止

水上バイクは、安全性、利用方法から不適正な遊具であり全面禁止する。

その他のプレジャーボートもマリーナ施設からのみの出艇とし、施設設置者の責任において航行方法、航行水域を指導管理すること。人家、漁業施設、希少生物等の生息場所および、浜辺の利用者のある湖岸付近は一切の航行禁止(除く緊急時等)

「第15 2サイクルの原動機の使用禁止」について

水上バイクを除く**プレジャーボートについては4サイクルのエンジンが普及していることから、来年度より2サイクルのエンジンの使用禁止**。乗せ換え費用は、著しく環境対応を怠ってきたメーカーが負担する。

「第16 プレジャーボートの操船者の守るべき事項」について

これらはすべて「努力目標」ではなく明らかに、**罰則を課すべき「禁止行為」とすべき行為**である。

「第18 環境配慮型製品の使用

プラスチックワームの使用禁止。プレジャーボートの水中排気機構の段階的禁止

「第21 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置」について

基本理念に基づき、県民、漁業者のみを委員とし、必要に応じて学識経験者や関係事業者から意見を聴取するという形に改めるべきである。

全般わたって

- ・ 不適正な現状容認、追認はしないこと。
- ・ 努力規定はすべて禁止規定とし何らかの罰則を課す、または期限付き規定とすること。
- ・ マザーレイク21で詠われた「世界の湖沼保全のモデル」になること。